

投稿論文

「子どもの貧困」からみる不就学 ——外国籍の子どもの不就学問題の20年をふりかえって——

山野上麻衣

1. 問題の背景——既視感のある議論

2018年の入管法改定を受け、外国人労働者・移民問題が突如注目をあびるなか、2019年の年明け早々、毎日新聞にて「就学不明：外国籍の子1.6万人」との報道がなされた(奥山 2019)。この報道がインパクトをもったのは、世論の関心が高まっていたタイミングで出されたという点がまずあげられる。同じ記事のなかに、三重県で母親がブラジル人学校へ行かせるとして公立学校をやめさせ「就学不明」になったのちに、家庭内の虐待により6歳で命を落としたアユミという女の子のエピソードが添えられていたことも、注目を集めるひとつの要因となったとみられる。

後述するように、多くの外国籍の子どもたち¹が不就学状態に陥っているとして問題化され始めたのはおよそ20年前である。しかし、不就学はいかなる問題であるのか、なぜ、何が問題であるのかは十分に議論されてきていない。それゆえ、本論で詳述するように、「多くの子どもが不就学状態にあるのではないか」との推測をもとに不就学が問題化され、それを受けて調査の必要性が提起されるが、調査により実数が少ないことが判明し、問題とはみなされなくなるという事態が繰り返されてきている。この堂々巡りから脱するためには、どのような議論が必要なのだろうか。本稿はこのような問題意識をもとに、外国籍の子どもの不就学をめぐる議論の枠組みの更新可能性を探るひとつの試みである。

2. 先行研究と本稿の課題

(1) 近代教育の整備と不就学状態の例外化

まずは不就学概念について確認しておく。不就学は就学義務を前提とし、就学義務の概念は、義務教育の確立とともにある。日本においては明治期以降の教育の近代化の進行とともに、20世紀の冒頭には無償の四年制義務教育がほぼ整備され、就学率は9割を超えた。このように日本では戦前においてすでに不就学は「例外的な現象」(天野 1997:89)となった。戦後まもない時期においては、在籍しながらも学校に現れない子どもたちの存在が「不就学・長欠(長期欠席)」として問題化された。天野郁夫はこの時期の大量の長欠児童の発生を、混乱による一時的なものと位置づけている。しかし、倉石一郎(2009)によれば、被差別部落や在日朝鮮人の子どもたちなど、マイノリティ集団の子どもたちの長欠問題は、1960年代を通じて、そのような子ども集団を抱える地域の学校教員には重要課題として認識されていた。日本社会全体からみれば例外的となった不就学・長欠現象は、1960年代

に至っても、マイノリティへの差別や貧困の問題として残存していたと言えるだろう。就学が当然視される社会における「例外としての不就学」は、マイノリティ性、貧困や差別を想起させる語彙であることを、ここでは確認しておきたい。

(2) 日系ブラジル人の増加と不就学問題への注目

1990年の改定入管法の施行により、日系3世に「定住者」の在留資格が認められるようになった。その結果、家族とともに日本で暮らす、日系ブラジル人を中心とする南米系の人びとが急増した。学校現場にもこのような背景で来日する子どもたちが増え、外国人の子どもへの教育問題への関心が高まり、研究も増加し（志水、清水編 2001 など）、不就学の子どもへの存在も指摘され始めた（太田 2000）。

2000年代の半ばには、不就学に焦点化した研究が行われる（宮島、太田編 2005; 佐久間 2006）。宮島らは、不就学問題を「学習機会の剥奪」として位置づけたうえで、「外国人の子どもへの不就学問題の要因連関の解明と、社会学的診断」を目指す（宮島、太田編 2005: 11）。宮島らの研究は、不就学（・不登校）により、学校における文化資本の蓄積による社会的上昇の機会が奪われることを重視するものである。外国籍の子どもにとっては就学が権利ではなく恩恵となっていることを指摘したうえで、国籍・在留資格による就学手続きの不平等がどのように生じているのかを具体的に解き明かし（宮島 2005; 太田、坪谷 2005）、また日本の学校文化の排他性や日本語学習支援体制の不足が批判されている（太田 2005; 佐久間 2005）。これらの不平等は日本における在日朝鮮人への差別的対応の流れに位置づけて論じられている（佐久間 2005; 2006）。

宮島らの研究はまた、「子どもたちの学習、就学の困難を惹起する社会・文化的条件を明らかにすることに力をいれ」（宮島、太田編 2005:12）、不就学の要因として「来日後、親の仕事が決まらなかった」「弟や妹の面倒を見る者がいないため」等、家族の置かれた社会経済的環境の厳しさを想起させる聞き取り結果を提示している（イシカワ 2005:93; 竹ノ下 2005:130-133）。このように不就学の子どもへの置かれた窮状の一端をつかみながらも、それらは「就学できるか否か」という被説明変数を説明するひとつの変数に過ぎないため、それ以上の考察の対象とならない。「不就学は学習機会の剥奪であるため問題だ」としたうえで、「なぜ不就学になるのか」を問う枠組みでは、不就学状態を経験している子どもや家族の困難や不利の蓄積そのものを深く分析することができない。

(3) 不就学者数の実態調査

より実践的な視点から展開されたのが、小島祥美(2006; 2016)による研究である。小島は2000年代前半に岐阜県可児市において就学状況が不明な子どもの家庭への戸別訪問調査を行った。「不就学は（当然に）問題だ」との前提に立ち、不就学問題が解決されないのは信頼に足る調査結果がないことによるとし（小島 2016:68）、不就学者の存在や数を可視化

することに重点が置かれた。小島の問題意識は調査がなされないことで不就学の子どもが「社会で見えない」(不可視化されている)ことにあり、調査をすることにより「不就学ゼロ」を目指すべきだという主張が一貫して繰り返されている(小島 2016; 2017; 2018)。調査は行政との協働で行われたため、経済状況や保護者学歴についての設問は回避したとのことで(小島 2016:37-38)、就学状況調査以上の要素は少ないと言える。不就学を問う枠組みが明示的には存在しないため、事象の説明としては宮島らの指摘の繰り返しとなっている。小島は研究の成果として、不就学者数の全数調査の方法論を確立した点や、「行政との協働」をあげる。実際に、実践的な面においては、小島は調査地における就学手続きの改善や初期日本語指導教室の設置等、成果を様々にあげた(可児市 2004)。小島が自治体の実践に与えた影響は大きく、その後も小島が各種メディアにおいて発信し続ける「不就学ゼロ」という標語は、調査地であった可児市はもとより、浜松市等、各地の自治体において目標として採用された。このように小島は現在の全数調査を軸とする「不就学対策」の原型を形作ったと言える。

(4) 研究の停滞と環境の変化

その後も、規範的立場から不就学が問題だ、解決が必要であると言及する論考は現在に至るまで多い。しかし、用語として普及していく一方で、実質的な研究対象として関心を集めていたのは2000年代半ばまでで、その後も不就学現象の理解を更新させるような研究は出てきていない²。3節でも述べるように、不就学者の数が少ないことが明らかになり、関心が薄れたことがその背景にあげられるだろう。他方、対策という面からみると、宮島らや小島が提示してきた、就学案内の徹底やその際の配慮、日本語指導体制の構築など、外国人児童生徒全般を対象とした対応策は、2000年代に多くの集住地域に広まった。2000年から2010年にかけては、もっとも在学率が低い移民集団であったブラジル人の高校在学率も約50%から約80%へと上昇している(樋口ほか 2019)。この背景には、学校教育現場や教育行政による対策の進展以外にも、エスニックコミュニティの形成による社会関係資本の蓄積等、ほかの変化もあると考えられ、小島が全数調査を行った2000年代前半と現在では環境も大きく異なっている。

現在の1%未満とされる不就学率(文科省 2019; 2020)は、外国籍の子どものなかでも不就学が例外的となっていることを示唆しており、日本語ができないことや情報不足(行政による案内の不徹底)が不就学を生むとは言えない。この状況において、不就学は少数だから問題ではないのではなく、少数であるからこそ、外国籍の子どものなかでもっとも複合的な困難や不利を抱える層の子どもの問題として理解するのが妥当であろう。そのように考えると、不就学を「学習機会の剥奪」として問題化する視点では現象を捉えきれていないと言える。実践的に実効性のある対策を検討する前提としても、不就学を問う枠組みを再検討し、それに基づく経験的な研究を積み重ねていく必要がある。

(5) 本稿の課題

以上を踏まえ、本稿の課題を以下のように設定する。まずは、外国籍の子どもの不就学問題の経過や論点を整理する(3節)。次に、外国籍の子ども固有の問題としての不就学が制度的にどのように生じるのか、就学義務との関係を踏まえ議論する(4節)。第三に、不就学と不登校の連続性に着目しつつ、その背景にある困難や不利をどのように問うことができるのか、子どもの貧困研究を参照しながら検討していく(5節)。

議論の前提として、不就学の定義について確認しておく。理由は述べられていないが、小島は不就学の定義に「年間30日間以上の欠席」(＝行政定義上の「不登校」)を含めている(小島 2016:34)。不就学と不登校を区別したうえで、学習機会の剥奪という観点からは同等な事態であるとの議論もあり(佐久間 2006)、確かに連続性はあるが、あらかじめ不登校を不就学に含めてしまうと差異や連続性の分析ができなくなる。本稿では、あくまで行政定義に準じ、不就学は義務教育年齢にありながら一条校(学校教育法第一条に定められた、いわゆる「日本の学校」)に学籍がなく、外国人学校にも在籍していない状態としておく。

なお、議論の展開において適宜参照される不就学者の事例には、研究を目的として収集したデータとともに、筆者が実践者として不就学の子どもたちと関わった際の記録が含まれる。いずれの場合も、当事者の人権とプライバシーに配慮し、固有名詞はすべて匿名化し、また議論の展開に必要な必要最低限の言及にとどめている。

3. 「外国籍の子どもの不就学問題」はどのように問題化されてきたか

(1) 最初で最大の関心の波：2000年代前半

(a) 外国籍の子どもの「不就学問題」の発見

1990年の改定入管法の施行を受け、製造業の集積する地域において日系ブラジル人が急増した。一定の問題化やその共有が進むなかで、2001年には外国人集住都市会議(以下、集住都市会議)が結成された。集住都市会議の目的は「外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくこと」とされ(外国人集住都市会議 2001a)、初回会議は浜松市にて開催された。「浜松宣言」に続く提言の冒頭には「教育についての提言」が掲げられ、「小中学校就学年齢にありながら、不就学の子供達の存在は、将来の地域社会にとって大きな問題である」と述べられている(外国人集住都市会議 2001b)。この問題化の流れのなかで、筆者が実践者として従事していた不就学対策事業であるX教室事業³も2000年代前半に開始された。

当時、不就学者の数は外国人登録者数から公立学校在籍者数を引いた数値で推計され、不就学率は2～5割と考えられていた。不就学率が高く出た主要な要因のひとつは、ブラ

ジル人学校に通う子どもを不就学扱いしたことであった⁴。日本におけるニーズの高まりを受け、ブラジル政府が2000年に国外の学校を認可し始め、ブラジル人学校に通う子どもが増加していたが、当時の日本社会にはこの状況が把握されていなかったものと考えられる。

(b) 調査の精緻化と問題の沈静化

2000年代前半には、豊橋、豊田、大泉、鈴鹿、浜松と、集住都市において不就学調査が相次いで行われた（小島 2006）。小島の可児市調査もこの時期であるが、他地域でも全戸調査など精緻化が進み、不就学だとされてきた子どもの大半は、ブラジル人学校に通っているか、登録地に暮らしていないことが徐々に明らかにされていく。「数が多くて問題だ」とされていた不就学の子どもたちが、正確に把握したら実は少なかったのである。ブラジル人は景気変動の調整弁、いつでも切ることが可能な「柔軟な労働力」として日本社会に挿入されており、また、派遣会社が用意する住居は、仕事がなくなれば出ていかなければならない（梶田ほか 2005）。居住の不安定さにはそのような構造的背景があるが、このときに行政機関により注目されたのは、外国人登録制度には自治体間の「転出」の手続きがないことである。不就学者数の実態把握ができないのは「外国人登録制度の不備」として、不就学そのものよりも外国人登録制度が論点になっていった⁵。

集住都市においては「不就学の子は少ない」と関心が低下していく一方で、「不就学」という語彙の社会的な認知は進み、文科省予算により2005/06年度には12の自治体で調査が行われた。調査期日も方法も自治体によって異なるが、文科省は合算して1.1%という全体の不就学率を出した⁶。調査を行った事実ができ、不就学状態にあると確認された子どもの数が少なかったことにより、この調査は結果的には不就学問題への関心を低下させたのではないかと考えられる。なお、この時期に筆者が不就学対策事業に従事していたX市においても不就学の子どもの減少傾向にあり、それが2006年度でのX教室事業の終了につながった。確かに年を追うごとに、単純に来日後に就学手続きがわからず家にいるような事例が減ってきた感触はあった。ただし、長期にわたるケースワークを必要とするような難しい案件は存在し続けていた。

この時期には外国人児童生徒教育全般について少しずつ蓄積が進み、2006年には文科省通知「外国人児童生徒教育の充実について」⁷が出された。このなかで、就学手続きに際して外国人登録証明書の確認が不要であるとの立場を文科省は示した。これは事実上、在留資格のない子どもも就学が可能であることを示している⁸。

(2) 経済危機による混乱期

不就学が「過去の問題」となりつつあった状況が一変するのは、2008年の「リーマンショック」に端を発する経済危機であった。上述したように「柔軟な労働力」として製造業で働くことが多いブラジル人は、集中的に経済危機のあおりを受けた（樋口 2010; 稲葉、

樋口 2013)。多くのブラジル人は失業し、日本政府は帰国支援金を提供した。リーマンショック直前には日本に30万人を超えていたブラジル人は、2012年には20万人を割り、2015年には約17万人となった⁹。日本に残った人びとの多くは、衣食住もままならない暮らしを送りながら、いつ仕事が見つかるかわからない不安のなかで生きており、住居を失う、給食費が払えないなどの理由で学校をやめていく子どもたちがいた。

このような状況を受けて2009年度半ばから開始されたのが「虹の架け橋事業」（正式名称「定住外国人の子どもの就学支援事業」、2009-2014年度、文科省抛出・国際移住機関(IOM)実施)である。筆者は2010-2014年度、本事業を実施機関であったIOMにて担当した¹⁰。本事業は全国規模の公募型委託事業として、子どもたちの居場所として教室を開設しつつ、コーディネーターやバイリンガルスタッフの配置も認め、ケース対応や不就学調査も行えるような事業設計となっていた(IOM 2015)。

本事業については、経済危機を受けての緊急対策という性格を踏まえ、親の労働問題や貧困問題の視角から子どもの不就学を捉える視点が必要であったはずである。しかし結果的に本事業は、学校教育内部では可視化されえない多様なニーズを拾いあげることとなった。ブラジル人の少ない地域においては不就学が少なかったこと（この背景は5節にて記述）に加え、NPO法人など、制度の外や隙間のニーズに敏感かつ柔軟に対応可能な実施主体による応募が可能であったという特徴を本事業は有した。そのため、就学前年齢の未就園児や、制度的に行き場のない学齢超過の子どもの支援など、多様な活動が展開された。本事業により多様なニーズが明らかになったことは、筆者は当時の担当者として肯定的に捉えている。他方で、経済危機とは直接に関連しないニーズへの対応が増えたことで、結果的には事業開始当初の危機感の背景にあった経済状況と不就学問題の関連性、言い換えるならば長期にわたる生活不安定が子どもに及ぼす影響への着目は相対的に低下した。事業の終わる頃には景気の回復とともにブラジル人コミュニティの混乱も落ち着き、多国籍化や散住化の状況も踏まえ、ブラジル人に特化した議論は徐々に減少し、当初おもにブラジル人の問題として提起された不就学問題¹¹についても、語られなくなっていった。

(3) 不就学問題の再発見

日本国内の労働力不足を背景とし、2018年の秋に「特定技能」という新たな在留資格の創設が決定し、2019年4月1日から施行されることとなった。移民問題への関心や議論が高まるなかで、2018年12月25日には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が発表され、メニューのなかに「外国人児童生徒の教育等の充実」が位置づけられた¹²。冒頭に述べた毎日新聞による不就学問題についての大々的な報道は、このような政策的な動きのなかで行われたものであった。

その後、2019年3月15日に「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」という通知が出される¹³。基本的には前述した2006年、2012年の通知の内容を再確認

するものである。5月には「外国人の子供の就学状況等調査」の依頼が発出された。9月には調査結果の速報値が公表され（文科省 2019）、全国で不就学の子ども 1000 人（義務教育年齢の外国籍の子どもの 0.9%）に加え、就学状況が把握されていない子どもの数も加え、「就学不明 2 万人」と、結果は大々的に報道された（2020 年 3 月には確定値が公表され、不就学であると確認された子どもの人数は 630 人(0.6%)に減っている（文科省 2020）。「就学不明」は依然として多いとされているが、これはおそらく外国人学校に通っているか、後述する厚労省の 2014 年調査の経過を踏まえると、大多数は出入国在留管理庁（以下、入管）への照会により日本にいないことが確認されると推測される。いずれの学校にも在籍しない子どもの数は、やはり圧倒的に少ないと判明した際に、それから先の議論をどのように展開できるか。その視点や枠組みが現在問われている。

4. 就学義務と不就学問題

(1) 「消えた子ども」問題

本節では外国籍の子ども固有の問題としての不就学問題をみていくが、その前に、今日的な文脈における日本国籍の子どもの不就学・居所不明についての問題化の経緯を確認しておく。2010 年代前半、「不就学」という用語が注目を集めた。より一般的には「消えた子ども」問題と呼ばれたものである（石川 2015）。文科省が毎年行っている学校基本調査のなかに、「不就学学齢児童生徒調査」という調査が存在し、不就学（就学猶予・免除、居所不明）の子どもの数などが毎年把握されている（ただし、後述するように外国籍の子どもは対象外である）。2000 年代の重大虐待事案（親による長期監禁事例、死亡例等）への注目を経て、この調査において、居所不明児童生徒数が杜撰に計上されていたことがマスメディアの取材により明らかにされ、文科省が調査方法についての通知を発出、2010 年度の同調査においては居所不明の日本国籍の子どもが全国で 326 名から 1183 名へと急激にはねあがった（保坂 2015）。2013 年、2014 年に立て続けに不就学の子どもの虐待死が発覚するなかで、公的機関が居住実態を把握できない 18 歳までの子ども（外国籍含む）の数を 2014 年に厚労省が調査し、全国で 2908 人であると発表した。しかし約半年後にはその数値は 141 人に減った。人数が短期間に急減した最大の要因のひとつとして、所在がわからなかった外国籍の子どもにつき入管に照会したところ、出国が確認された¹⁴ことがあげられている（西澤 2015）。

ここでひとまず確認しておきたいのは、「消えた子ども」問題が焦点となり、所在不明の子どもの数を確認した際に、文科省の数値には外国籍の子どもは含まれず、厚労省の数値には含まれているという点である。この背景には、外国籍の子どもは就学義務の対象外であることがあげられる。

(2) 就学義務の対象外であることの帰結

(a) 把握の義務の不在

やや細かい制度の話になるが、ここではまず就学義務と「就学不明」との関係について、制度的な前提を整理しておく。市町村には就学年齢に該当する子どもの名簿である「学齢簿」を編纂する法的義務があり、これは原則として住民基本台帳をもとに作成される¹⁵。この学齢簿に基づき学籍が管理され、行政定義上は、義務教育年齢にありながら学籍がない状態を不就学と呼ぶ（就学を猶予・免除された場合、居所不明の場合）。ところが外国籍の子どもに関しては、就学義務の対象外であることを理由として、市町村には学齢簿の編纂義務が課されず、学齢簿による管理を前提とした学校基本調査の「不就学学齢児童生徒調査」の対象外となっている。つまり、外国籍の子どもに関しては、ある日学校から消えてしまっても、「居所不明」という状況を把握し報告する法的義務が市町村に課されておらず、都道府県や国への報告の回路も存在しない。極端に言えば、除籍してしまえば、その子どもは就学事務のシステム上は存在しないことになり、就学の働きかけはもとより、所在や子どもの状況を把握する努力も不要となる（ただし運用により日本国籍の子ども同様の対応をする自治体もある）。本稿の冒頭にあげたアユミの事例も、ブラジル人学校に行かせるとの母親の申し出を受け、除籍され就学不明になるなかで虐待死している。就学事務は、副次的機能として子どもたちの安否を確認し、家庭内の困難に気づきサポートを提供する機能も有し、「消えた子ども」問題以降はその役割を強化したと考えられるが、そこから漏れてしまったために最悪の事態として死に至った事例であると言えるだろう。

文科省は、法的強制力はないものの外国籍の子どもの場合でも「学齢簿に準じるもの」を編纂するように呼びかけてきており、実際に住民基本台帳と連動させる形で運用している自治体が多い（文科省 2019; 2020）。しかし、日本国籍者との最大の違いは、外国籍の子どもは義務教育年齢であっても日本の学校教育システムからの退出可能性、言うなれば「出口」が開かれている点である。一条校に入らない場合、ないし一条校を退学した場合、就学事務システムでは子どもの状況が把握されない。いわば、一条校の外部がブラックボックス化されるという事態である。ひとつ具体的な事例をあげておく。

パメラは5歳で来日した。幼いころから勉強が好きで、ブラジル人学校入学前に独学でひらがなを覚えたという。しかしブラジル人学校に入学した9ヵ月後に父親に「学校やめていいか」と聞かれ、「うん、いいよ」と答える。母親の妊娠により、母親が働けなくなり授業料が負担できなくなったためだった。経済状況に応じブラジル人学校の入退学を繰り返すなかで、パメラは徐々に妹の世話や家事を一手に引き受けるようになった。制服姿で道を歩く中学生をみてはうらやましく思い、自分も学校に行きたいと願いながらも、いつも仕事で疲れ果てている親に遠慮して言いだせなかった。家計の苦しさを受け、力になりたいとバイクの組み立て工場で働いてみたこともあったが、身体的負荷が高い作業で、続かなかったという。小学校に入学した6歳の妹を送り迎えしているパメラの姿にたまたまX教室のスタッフが気づき声をかけ、14歳時、X市において中学校への編入がギリギリ可

能な年齢で、地元の公立中学校の3年生に編入した。9年間の義務教育期間のうち、彼女が就学していた時期は半分に満たなかった。

パメラは一度も日本の学校教育システムを経由することなく、家庭の経済状況に応じて就学／不就学状態を行き来していた。2020年3月に出された文科省の有識者会議報告書において、「教育委員会が保護者や外国人学校等と連携し、就学先を把握できるような仕組みの構築を図る必要がある」(p.18)との問題意識が打ち出されているが、「就学不明」の状況を真に問題視するのであれば、一条校に在籍していない時期の子どもの状況をいかに把握できるかが制度設計の一つの焦点となるだろう。

(b) 退出の自由／学校からの排除

外国籍の子どもは、編入を断られる事例があるばかりか、不適応、不登校、問題行動等を理由に学校を追い出される場合がある(佐久間 2006; 宮島 2014)。筆者が関与した事例においても、経済危機後に「給食のお金を払っていないから、学校をやめないといけないよ」と担任が小学生に言い、子どもが学校をやめてしまう事例が複数あった¹⁶。また、素行に問題があるとされる中学生の親を何度も呼び出して、嫌になった親が退学届に署名する事案も複数の学校において存在した。小学生でも同様の事例があると各地の支援者からは聞く。

学校から追い出されること自体、当然ながら問題である。それに加え、このような場合には、一度除籍されてしまうと再編入への壁が極めて高くなる。ウィリアムの学校の教師たちは、再編入の交渉時に以下のように話した。「退学後、ウィリアムが授業中に学校の外でスケートボードで遊んでいたのを、生徒たちはみんな見ていました。ほかの生徒に示しがつかないので、彼をいまさら学校に戻して卒業証書を渡すことは難しい」。また別の中学校では、問題行動を理由に退学になったビクトルらが体育祭を見に行こうとしたら、門のところで教員に追い返された。子どもたちが居場所がなく学校の周りをうろろしても、退学手続きをとったことで「うちの生徒ではない」という論理で切り捨てることができってしまう¹⁷。

(3) 争点は「教育選択の自由」なのか

このようにみていくと、外国籍の子どもの不就学問題の固有性は、就学義務が課されないことにより、就学状況の把握が不要とされていることと、当事者からみれば退出の自由、学校からみれば排除する自由が存在しているという点にある。上述の有識者会議報告書には、「外国人の保護者から、学校に就学させる意思が示されない場合は、それ以上踏み込んだ就学案内ができない」との教育委員会の声が紹介されている(p.18)。教育行政によるこの言い分は以前から指摘されているところであり、宮島(2014)は、その状況を受けて「「就学を希望する者のみ」でよいか」と問うている。外国籍の子どもに就学義務を課さない¹⁸の

は、保護者の教育選択の自由を侵害しないためであると、建前としては言われている（宮島 2014）。筆者も一条校以外で学ぶ自由は保障されるべきであるとの立場をとる（山野上 2016）。しかし、「教育選択の自由」という捉え方は、不就学問題を論じるにあたって妥当だろうか。

宮島らや小島などの先行研究においても、親の日本の学校教育内容（カリキュラム）への不満から子どもが不就学に至る事例は指摘されておらず、筆者の実務経験上も、そのような事例はほぼないと言える¹⁹。たとえばパメラのように、幼い妹弟の面倒を見る人がいない（世帯の大人がすべて働くことでやっと生計が成り立つ状況下、保育所には空きがなく入れない、頼れる親戚も友人もいない）から上の子どもが学校に通えないというときに、論点は日本の学校教育を強制するか否かではなく、妹弟のケアの体制をどう整えるかということである。「親が就学の意思を示さない」ことを「親による選択の自由の行使」とみるのは問題のすりかえであり、子どもが学校に行けない事情が発生しており、さらに家族のなかではその状況を解消できなくなっていることに目を向ける必要がある。

(4) 不就学にこだわることで見えるもの——外国籍の子ども特有の状況

外国籍であることと不就学の関係についてまとめておく。外国籍の子どもは就学義務の対象外とされているため、不可視化のリスクが日本国籍の子どもよりも高く、さらに学校からの排除の力が働く場合すらあることを確認してきた。不就学を問題とするならば、制度設計も含め、これらの状況の改善が必要となる。しかし、第2節、3節で確認してきたように、それでも99%の外国籍の子どもは少なくとも形式的には就学しているのであり、少数の子どもたちがそこから落ちていくことをどのように捉えるのかは、さらなる検討が必要であろう。その手がかりとして、次節ではまず、子どもの困難や不利に向き合ってきた学問分野として、子どもの貧困研究の展開を見ていくこととする。

5. 教育問題から子どもの貧困問題へ

(1) 「子どもの貧困」の再発見と研究の展開

日本では子どもの貧困は2000年代後半に「再発見」され（相澤ほか 2016）、2008年の経済危機、民主党への政権交代等の状況のなか、子どもの貧困対策法が制定されるに至った。子どもの貧困がにわかに注目を浴びるなか、子どもの貧困対策としての学習支援教室の隆盛にみられるように、いかに教育を通じて貧困を脱出するか（いかに世代間の貧困の再生産を断ち切るか）、そのための教育機会の平等をどのように担保できるかという点に人びとの関心は集まった。他方で貧困研究からは、子どもの貧困は所得の低さ・不安定さを軸とした養育者の貧困の問題であるにもかかわらず、その対応策が学習支援等、本人の努力による将来における貧困からの脱出を志向するものに傾斜しがちであることの問題性が指摘されてきた（松本 2019; 堅田 2019）。

1960年代に貧困が「再発見」されて以来、貧困をめぐる研究や運動が蓄積されてきたイギリス（松本 2008:19）においては、貧困の核心は物質的欠乏であることを確認しつつ、貧困の关系的・象徴的側面にも注目する必要が提起され、ある社会のなかで「貧困がどのように経験され、理解されているか」という貧困の概念を明らかにすることの重要性が指摘されてきた（リスター2004=2011）。これを踏まえ、子どもの貧困対策法が子どもの貧困の概念を検討することなく、「貧困の再生産のみを解決すべき課題として提示」していることの問題が日本でも指摘されている（畠中 2015:30）。

それでは「子どもの貧困」とは何であるのか。検討の足がかりとして、湯澤直美は「“子どもの貧困”とは単にお金がないというだけでなく、国連子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定」であるとする、2007年国連総会の議論を紹介している。そのうえで、「社会化のプロセスを生きる子どもにとって、生活資源を欠き物質的欠乏に晒される状況が持続するほど、子どもの権利条約に規定される「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の侵害が深刻化する」と指摘する（湯澤 2013:58）。これら4つの権利の侵害はそれぞれ「生存の危機」「養育環境の不安定化」「安全な環境の侵害」「社会関係の希薄化」として現れつつ、相互に関連し合うものと想定されている（同上:59, 図1）。このように見ていくと、不就学状態の発生はまさに子どもの貧困のひとつの現れ方であると言えよう。このように考えることで、不就学問題の射程を一旦広くとったうえで、分節化して検討していくことが可能になるのではないか。

(2) 「不就学」にこだわることで見落とされるもの——不登校との連続性

ここで改めて、問題にすべき現象は不就学のみなのかということを議論しておきたい。虹の架け橋事業の対象者として、東海地方（ブラジル人集住地域）では不就学が目立ち、首都圏では不登校が中心となった（IOM2015:10-11）。宮島ら(2005)の調査においても、東海地方の文脈では不就学が論じられ、神奈川県事例では不登校を中心に報告されている。なぜだろうか。

ブラジル人学校など一条校以外の選択肢が開かれており、帰国も含め子どもの移動の多いブラジル人集住地域においては、就学手続きをあくまで教育委員会窓口等における保護者の申し出によってしか始めないところがある。また、一度一条校に入ったのちにも、ブラジル人学校に移る、帰国する等、退学／就学辞退の申し出により、除籍するという手続きが日常的なものとなりやすい。そうではない地域においては、住民登録手続きの流れのなかに就学事務が組み込まれていたり、保護者の申し出により「学校をやめる」という選択肢が存在しない場合も多いものと推測される。就学保障の理念が運用の差を生む場合もあるが、基本的には上述した地域的文脈の差異により、学籍を作成／除籍するタイミングや手順において、異なる手続きが発達し、定着したのではないかと捉えられる。すでに述べたように、集住地域では退学を勧奨される事態があるが、ブラジル人が少ない地域では、

退学手続きが同じ形態では存在しない。学校に通えない状況が生じたときに、学籍を抜いて不就学になるか、学籍を残したまま不登校になるかという差がここで生じる。

あるいは、「不就学は問題だ」との意識の高まりとともに、自治体が漏れなく学籍を作成し、通えない事情があっても（不登校でも）除籍せず学籍を残しておくという対応がとられたとする。そうすると形式上は「不就学ゼロ」が達成される。子どもの存在を不可視化しないという意味においては改善である。しかし、不就学者を発見し学籍を作るという対応だけでは、就学を不安定化させていた困難や不利という問題の本質は解消されない。「不就学」という氷山の一角を不可視化するために無理やり海面下に押し込めるようなものである。このような対応では、とりあえず就学させても、不登校状態になったり、退学してしまったりする場合もあり、子どもたちにとっては失敗経験の上塗りや自己否定につながる場合さえある。

このように見ていくと、外国籍であることによる不利益を明らかにするためには不就学と不登校を弁別する必要があるが、背後にある困難や不利をみていく際にはあえて分ける必要はない。ここから先は、不就学・不登校を合わせて「不安定就学」と捉えて議論を進める。

(3) 何をどう問うのか

以上を踏まえると、不安定就学に焦点化した議論を行うならば、問いは教育権や教育達成をめぐる議論の枠組みに準じるものに限定されるべきではなく、子どもの貧困の概念、すなわち総体としての子どもの権利をめぐる議論に即して検討していく必要がある。問われるべきは、「子ども期に必要なケアや保護が行き届かないほどの（その一部として就学を不安定化させるほどの）家族の困難や不利は、どのように生じているのか」となる。さらに展開するならば、個々の困難や不利はどのように相関し、増幅しあったり、あるいは緩和されたりするのか。学校教育のありようがどう関与しているのかは、そのうちの重要な一部であるが、一部でしかない。

これらの困難や不利の全体像は、「なぜ学校に行かないのか」と子どもや保護者に尋ねるだけでは見えてこない。子どもを学校に行かせていないことに罪悪感を抱いている親にとっては、ケース対応であれ研究目的であれ、この問いは追いつめる以外の効果をもたず、下手をすると電話はとらなくなるし扉も開けなくなる。また、そもそも構造的背景は当事者からは語られにくい。不安定就学の背景をなす生活の不安定さは、国籍やエスニシティに起因するものというよりも、「柔軟な労働力」集団として日本社会に挿入されたという文脈が大きい。派遣会社が航空券や日本での住居を準備し、渡航費や斡旋費用を月々の賃金から引きつつ、生活全般の面倒をみる。早朝、派遣会社のバスに乗り、ほかの南米系の人びとと一緒に一日工場で働き、深夜に同じバスで帰宅する。仕事がなくなれば、他地域の住居つきの仕事に移る（丹野 2007）。このような日本社会との接点を欠く「パッケージツ

アー」のような移住と不安定な生活のありようが「顔の見えない定住化」(梶田ほか 2005)を進行させ、経済的に安定しないばかりか、社会関係資本の蓄積も妨げると指摘されてきた。種々の資本が蓄積されないこと(低収入や孤立など)それ自体が問題となり、またそれは問題を解決するための資源の欠如にもつながる²⁰。エスニックコミュニティや社会関係資本の現状等、それ自体も経験的な研究の蓄積が求められる状況ではあるが、構造要因の研究動向を踏まえながら、子どもや家族の困難や不利を読み解く枠組みを検討していく必要があるだろう。

一方、イシカワエウニセアケミは次のように述べる。日本におけるブラジル人の不就学・早期離学の背景には、「出稼ぎ的な家族全体の行動様式」がもたらす「勉強よりも仕事へ」という考え方があり、仕事の不安定性が前提であるが、「低学歴層」²¹の現実として、「子どもの教育への配慮がおろそかになり、場合によっては無関心にさえなっている」(イシカワ 2005:94-95)。子どもの貧困を論じる際、「子どもが負っている不利の認識は、容易に「責任を果たしていない」「問題のある」親への非難に転化する」(松本 2008:43)点を踏まえると、当事者の意識や能力に問題を還元する言説に接続しやすい記述には注意が必要であろう²²。

むしろ問う必要があるのは、ほんとうに「無関心」で説明されるのかという点であろう。まずは、低賃金・不安定就労であるがゆえの「子どもをケアする時間の格差」(大石 2019)に目を向ける必要がある。丹野清人は、あるブラジル人の給与明細を分析し、フルタイムで一ヵ月働いても、工場の稼働率が低く残業がなかった月には手取りが約12万円となり、「残業なしには妻と子ども二人を安寧に養うことはできないように賃金設計されている」と指摘している(丹野 2013:222-224)。ブラジル人の場合は共働きが一般的であるが、いずれにせよ、残業しなければ生活していけず、そしてその残業がいつもあるとは限らないという条件下で働く人びとに対し、「働いてばかりで、子どもに無関心だ」と批判するのは的外れであろう。

本稿の議論は南米系移民を念頭にしたものであるが、南米系移民の問題は、日本における非正規雇用者の問題を先取りしているとも言われる(丹野 2013)。日本人も移民も、貧困を生み出すリスク要因に関して大きな差はないが、移民は日本人よりもはるかに高い貧困リスクを負わされている(樋口ほか 2019)ことを踏まえるならば、移民の子どもたちが経験する困難は、不利な状況下で育つ日本人の子どもたちの困難と通底する部分も大きいはずである。

6. おわりに——「問題」の射程を開いていくために

本稿の議論をまとめておく。不就学をめぐる外国籍の子ども固有の問題点は、就学義務の対象外とされているため、不可視化のリスクが日本国籍の子どもよりも高く、さらに「退出の自由」が認められているために学校からの排除の力が働きうる点にある。他方で、不

利や困難の蓄積により学校に通えない状況は、自治体の制度運用次第で、不就学としても不登校としても現れうるため、両者を連続的な不安定就学として把握する必要性を提起した。そのうえで、就学を不安定化させる不利や困難を明らかにしていくためには、教育権や教育達成をめぐる枠組みや問いのみにとどまるべきではなく、子どもの貧困概念に即した議論を展開していく必要を指摘した。

本稿の実践的な示唆について少しふれておく。不安定就学を教育の問題として考えると、対処の主体は学校となる。しかし学校は教育の場であり、地域や学校により多少の差はあるが、子どもたちの困難や不利を見出し対処するための知識や専門性を有する組織ではない。しかも、学校に通えない事情を抱える子どもや家族にとって、学校は味方として認識されづらい。在籍していない事案に至っては、もっとも支援を必要とする状況で学校に通えなくなっている子どもたちへの支援が、学校に行かない限り始まらないのは、あまりにも逆説的である。種々の困難や不利を抱えて学校に通えなくなった子どもたちにアプローチしていくためには、むしろ学校の外で、何かしらの居場所や、信頼できる大人との関係形成を可能とする機会をどのように創出・維持していけるかが問われるだろう。

最後に、今後の課題をあげておく。不就学問題を検討するにあたり、本稿では行政定義に準じて不就学を論じたために、義務教育年齢の子どもを念頭にしか議論できなかった。しかし不就学を義務教育期の問題としてしまうと、当事者の人生のなかで困難は何ら改善しなくとも、不就学だった子どもが15歳の春（卒業年齢）を迎えた瞬間に「問題」は解消されることになる。最近の新聞報道において、国勢調査を用い15歳から19歳年齢の外国籍の子どもの「不就学・不就労」率を7.7%と推計し、日本籍の倍であることが紹介された（奥山、堀 2020）。この視点は、これまでの日本の外国籍の子どもの不就学問題で語られてきた内容を超えて、イギリスにおける若者の社会的排除論でNEET (Not in Education or Employment)問題²³として把握されてきた問題構成を捉えている。子ども期の不利と移行期の不利の関係性は子どもの貧困研究において語られ始めているが、この点についても深めていく必要があるだろう。

謝辞 本研究はJSPS 科研費（特別研究員奨励費）JP19J12670の助成による成果の一部である。

¹ 不就学状態は外国籍であることを前提に生じやすいことを踏まえ、不就学問題に特化して語る際には「外国籍」を用いた。他方、国籍を問わない議論の場合には、行政用語や先行研究に準じた文脈では「外国人」、それ以外の文脈では「移民」と表記した。

² 宮島らが教育関係者への意識調査を2012年度に行っており（宮島2014）、教育関係者が不就学をどうみているか、あるいは現場でどのような事態が起きているかを明らかにしたという点では新しいが、不就学を教育問題として論じる視点は継承されており、枠組みはあまり変わっていない。小島(2016)の不就学を論じた章については小島(2006)をもとに書かれており、2000年代半ばの研究と同等と位置づけられる。奴久妻(2014)も、行政による

不就学者の把握状況を問う小島の関心を引き継ぐものである。

³ 東海地方の集住都市である X 市の委託による外国籍の子どもの不就学対策事業。筆者は 2000 年代の半ば、当該事業に 3 年間従事した。X 教室には平均して一年に約 100 名の外国籍の子どもたちが参加し、うち約 20 名が不就学の子どもであった。

⁴ 熊谷(2008)など。ブラジル人学校を取り巻く議論については、山野上(2016)にまとめている。

⁵ この問題化を受け、外国人登録制度は 2009 年に廃止が決定された。準備期間を経て 2012 年に「新しい在留管理制度」が導入され、外国籍住民も住民基本台帳に登録されることとなった。

⁶ 文部科学省 a。

⁷ 平成 18 年 6 月 22 日付け 18 文科初第 368 号、初等中等教育局長通知。文科省の通知類はすべて文部科学省 b より取得。

⁸ 在留資格がなくとも外国人登録は可能であったが、非正規滞在の場合には役所に出向くのを恐れて登録をしない人も多かったと考えられる。

⁹ 2016 年末以降は再度増加に転じ、2018 年末には 20 万人を超えている。数値は法務省在留外国人統計（・旧登録外国人統計）。

¹⁰ 本稿のすべての見解は筆者個人のものであり、IOM を代表するものではない。

¹¹ ブラジル人以外の子どもが不就学にならないわけではなく、虹の架け橋の実施団体では多様な国籍の子どもの事例を扱っていた。

¹² 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(2018)。

¹³ 平成 31 年 3 月 15 日付け 30 文科教第 582 号 総合教育政策局長・初等中等教育局長通知。

¹⁴ 2014 年 5 月 1 日時点で居住実態が把握できなかった児童 2908 人のうち、同年 9 月 1 日までに入管への照会により出国確認ができた児童は 1151 人（厚労省 2014）。

¹⁵ DV 被害から逃れるために住民登録を動かしていない、無戸籍等、住民基本台帳には登録がない場合においても、日本国籍の場合は現居住地において学齢簿に記載することとなっている。

¹⁶ 筆者が X 市教委に問い合わせたところ、就学援助は年度予算終了により出せないとの回答だった。雇止が集中したのが 2008 年末であったため、確かに年度末に近かったが、経済危機を受け就学援助のための補正予算を組んだ自治体もあった。

¹⁷ いずれの事案も、紆余曲折を経て最終的には再編入・卒業したが、それはたまたま支援者につながったからである。なお、これらは経済危機後の数年間に集中的に発生した事案である。経済危機の混乱下、家庭内の不安が子どもたちの学校における「荒れ」として現れるなかで、このような対応がとられていたとも言えるだろう。経済危機発生時には X 教室はすでに役割を終えたとされて事業終了しており、これらの事案は筆者が仲間とともに個人の立場で関与したものである。

¹⁸ 教育法学の観点からは、教育基本法の「普通教育を受けさせる義務」（第 5 条）は就学義務のみに限定されるものではないとの議論があり、さらに就学義務の対象に外国人学校を含める考え方も議論されてきている（廣澤 2015）。

¹⁹ 「ブラジル人学校に行かせたいが、いまはお金がない」ための不就学は教育選択の要素を含むが、長期的に収入の見通しが立たない場合は通常、強制されずとも保護者は子どもを公立学校に就学させる。なお、ブラジル人の場合は宗教的理由による不就学は想定しにくい、宗教によっては「男女共学校に女儿を行かせるわけにはいかない」ために不就学が生じる場合があり、別途検討が必要であろう。

²⁰ 不登校の解決に家族のもつ各種資源の差がもたらす影響については、岩田(2003)。

²¹ イシカワは「高卒以下」を低学歴層と括っている。ブラジルの日系社会ではそうかもしれないが、ブラジル全体の統計をみれば、親世代であれば高卒者は相対的に高学歴である。

²² このような説明は、外国人保護者の行為を自らの規範と照らし合わせて理解できないと感じている学校教育・教育行政の関係者に受けがよく、子どもの教育問題をデカセギ志向と結びつけた「いいかげんさ」（無計画さ）や「親の無関心」に帰するような言説が現場で増幅され続けてきたのではないかと筆者は捉えている。

²³ 日本においては「ニート」は「ひきこもり」に近いニュアンスで普及したが、NEETは元来は若者の失業問題を核として含み、構造的な問題に関連づけられた概念である（本田ほか2006）。

参考文献・資料

相澤真一ほか(2016)『子どもと貧困の戦後史』青弓社。

天野郁夫(1997)『教育と近代化』玉川大学出版部。

イシカワエウニセアケミ(2005)「家族は子どもの教育にどうかかわるか」（宮島、太田編、後掲書）77-96 ページ。

石川結貴(2015)『ルポ居所不明児童——消えた子どもたち』ちくま新書。

移住連貧困プロジェクト(2011)『日本で暮らす移住者の貧困』現代人文社。

稲葉奈々子、樋口直人(2013)「失われた 20 年——在日南米人はなぜ急減したのか」（『人文コミュニケーション学科論集』第 14 号）1-11 ページ。

岩田美香(2003)（「貧困家族とスクール・ソーシャルワーク」青木紀編『現代日本の「見えない」貧困——生活保護受給母子世帯の現実』）明石書店、161-189 ページ。

大石亜希子(2019)「子どもをケアする時間の格差」（松本、湯澤編著、後掲書）132-149 ページ。

太田晴雄(2000)『ニューカマーの学校と日本の学校』国際書院。

————(2005)「日本的モノカルチュラリズムと学習困難」（宮島、太田編、後掲書）57-75 ページ。

————、坪谷美欧子(2005)「学校に通わない子どもたち——「不就学」の現状」（宮島、太田編、後掲書）17-36 ページ。

奥山はるな(2019)「就学不明：外国籍の子 1.6 万人 義務教育対象外 100 自治体調査」、「四日市・虐待死の女兒「学校行くの」かなわず 就学不明、追跡に限界」（『毎日新聞』1月7日）

————、堀智行(2020)「外国籍の不就学・不就労、日本籍の 2 倍超 言語教育足りず」（『毎日新聞』2月25日）

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(2018)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryous3-1.pdf> (2020年1月21日閲覧)

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(2020)「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/06/1418054_00001.htm (2020年3月27日閲覧)

外国人集住都市会議(2001a)「設立の趣旨」<https://www.shujutoshi.jp/gaiyou/index.htm> (2020年1月21日閲覧)

————(2001b)「浜松宣言及び提言」

<http://www.shujutoshi.jp/siry/pdf/20011019hamamatsu.pdf> (2020年1月21日閲覧)

梶田孝道、丹野清人、樋口直人(2005)『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会。

堅田香緒里(2019)「子どもの貧困」再考——「教育」を中心とする「子どもの貧困対策」のゆくえ」（佐々木、鳥山編、後掲書）36-57 ページ。

可児市(2004)『共に育むふれあい交流都市をめざして——岐阜県可児市の歩み（外国人の

- 子どもの教育環境に関する実態調査報告書)』。
- 熊谷晃(2008)「子どもたちの「学び」をささえよう～サンタ・プロジェクトとその意義～」(平高史也ほか編『共生 ナガノの挑戦——民・官・学協働の外国籍住民学習支援』) 信濃毎日新聞社、29-45 ページ。
- 倉石一郎(2009)『包摂と排除の教育学——戦後日本社会とマイノリティへの視座』生活書院。
- 厚生労働省(2014)「「居住実態が把握できない児童」に関する調査の結果について」
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000065287.pdf> (2020年3月27日閲覧)
- 国際移住機関(IOM)(2015)『定住外国人の子どもの就学支援事業(虹の架け橋事業) 成果報告書』。
- 小島祥美(2006)『外国人の子どもの就学と不就学に関する研究』大阪大学博士学位論文。
 _____(2016)『外国人の就学と不就学——社会で「見えない」子どもたち』大阪大学出版会。
 _____(2017)「社会で「見えない」不就学の外国人の子どもたち」(荒牧重人ほか編『外国人の子ども白書』) 明石書店、136-138 ページ。
 _____(2018)「〈ジモト〉をつくる外国人教育——不就学ゼロをめざして」(『世界』915号) 132-141 ページ。
- 佐久間孝正(2005)「多文化に開かれた教育に向けて」(宮島、太田編、後掲書) 217-238 ページ。
 _____(2006)『外国人の子どもの不就学——異文化に開かれた教育とは』勁草書房。
- 佐々木宏、鳥山まどか編著(2019)『シリーズ子どもの貧困3 教える・学ぶ——教育に何ができるか』明石書店。
- 志水宏吉、清水陸美編(2001)『ニューカマーと教育——学校文化とエスニシティの葛藤をめぐって』明石書店。
- 竹ノ下弘久「「不登校」「不就学」をめぐる意味世界——学校世界は子どもたちにどう経験されているか」(宮島、太田編、後掲書) 119-138 ページ。
- 丹野清人(2007)『越境する雇用システムと外国人労働者』東京大学出版会。
 _____(2013)『国籍の境界を考える——日本人、日系人、在日外国人を隔てる法と社会の壁』吉田書店。
- 西澤哲(2015)「消えた子どもの実態とその背景」(『子どもの虐待とネグレクト』第17巻第1号) 9-15 ページ。
- 奴久妻駿介(2014)「日本における外国人児童生徒「不就学」の実態調査——都道府県教育委員会への質問調査より」(『多文化関係学』第11号) 87-98 ページ。
- 畠中亨(2015)「子どもの貧困対策法と貧困の概念」(『生活経済政策』第224号) 29-33 ページ。
- 樋口直人(2010)「経済危機と在日ブラジル人——何が大量失業・帰国をもたらしたのか」(『大原社会問題研究所雑誌』第622号) 50-66 ページ。
 _____、高谷幸、稲葉奈々子(2019)「移民と貧困をめぐる日本的構図——誰がなぜ貧困に陥るのか」(『貧困研究』第23号) 55-67 ページ。
- 廣澤明(2015)「教育基本法 第5条 義務教育」(荒牧重人ほか編『新基本法コンメンタール 教育関係法』) 日本評論社、22-27 ページ。
- 保坂亨(2015)「居所不明児童生徒の実態と学校教育」(『子どもの虐待とネグレクト』第17巻第1号) 28-33 ページ。
- 本田由紀、内藤朝雄、後藤和智(2006)『「ニート」って言うな!』光文社新書。
- 松本伊智朗(2008)「子どもの貧困研究の視角——貧困の再発見と子ども」浅井春夫、松本伊智朗、湯澤直美編『子どもの貧困——子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店、14-61 ページ。
 _____(2019)「なぜ、どのように、子どもの貧困を問題にするのか」(松本、湯澤編著、後掲書)、20-62 ページ。

- _____、湯澤直美編著(2019)『シリーズ子どもの貧困1 生まれ、育つ基盤——子どもの貧困と家族・社会』明石書店。
- 宮島喬、太田晴雄編著(2005)『外国人の子どもと日本の教育——不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会。
- _____ (2005)「学校教育システムにおける受容と排除——教育委員会・学校の対応を通して」(宮島、太田編、前掲書) 37-56 ページ。
- _____ (2014)『外国人の子どもの教育——就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会。
- 文部科学省(2019)「外国人の子供の就学状況等調査結果(速報)」。
- _____ (2020)「外国人の子供の就学状況等調査結果について」。
- _____ a 「外国人の子どもの不就学実態調査の結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm (2020年1月21日閲覧)。
- _____ b 「帰国・外国人児童生徒関係の通知等」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1296215.htm (2020年1月21日閲覧)。
- 山野上麻衣(2016)「学びたい場で学ぶ自由をいかに支えるか——外国人の子どもの公立学校・外国人学校の選択をめぐって」(『〈教育と社会〉研究』第26号) 49-61 ページ。
- 湯澤直美(2013)「「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定経緯と今後の課題」(『貧困研究』第11号) 50-60 ページ。
- リスター、ルース(2004=2011)『貧困とはなにか——概念・言説・ポリティクス』松本伊智朗監訳、明石書店。

山野上麻衣(やまのうえ まい) (一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程、日本学術振興会特別研究員(DC2) / sd151019@g.hit-u.ac.jp)